

監督者等及び作業従事者について登録要件を満たしていないと判断される事例

《事例1》

建築物環境衛生管理技術者免状の保有者を監督者等として登録していたが、再登録の際に監督者講習を受講していなかった。

⇒引き続き免状保有者を監督者等として再登録を受けようとする場合には、監督者等の再講習を受けなければなりません。

○根拠：建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（平成14年3月26日健発第0326017号）第3 登録基準

《事例2》

監督者が他の営業所の監督者や特定建築物における建築物環境衛生管理技術者と兼務していた。

⇒監督者等は登録しようとする営業所につき、それぞれの職種ごとに1人以上置かなければならず、1人の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることは認められません。また、監督者等と特定建築物に選任される建築物環境衛生管理技術者との兼務も認められません。

○根拠：建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について（平成14年3月26日健衛発第0326001号）第3 登録基準

《事例3》

監督者が他の営業所にも勤務しており、2か月に1回程度しか登録営業所に出勤しない。

⇒監督者等には、当該営業所が管理業務を行う各建築物にわたっての役割があり、登録しようとする営業所につき、それぞれの職種ごとに1人以上置かなければなりません。このため、適切な監督業務が行えない場合は監督者等として認められません。

○根拠：建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について（平成14年3月26日健衛発第0326001号）第3 登録基準

《事例4》

作業従事者全員が年1回、7時間以上の研修を受講していない。

⇒作業従事者の研修については、作業に従事する者全員が1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要であり、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間（原則7時間以上）行うことが必要です。

○根拠：「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」の一部改正について（平成25年1月21日健衛発第0121第1号）カリキュラム例